

広島市文化創造センター
広島市中区民文化センター
広島市国際青年会館

指定管理者 応募要領

平成26年8月

広島市（市民局・教育委員会）

《 目 次 》

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	3
4	指定管理者が行う業務	3
	(1) 業務の範囲	
	(2) 自主事業の実施	
	(3) 利用促進の取組	
	(4) 留意事項	
5	管理の基準	5
	(1) 休館日等	
	(2) 入館の制限	
	(3) 使用の制限	
	(4) 関係法令等の遵守	
	(5) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案	
6	指定管理料に関する事項	6
	(1) 指定管理料の上限額	
	(2) 前納利用料金	
	(3) 指定管理料の支払方法	
	(4) 利用料金の取り扱い	
7	指定の取消し等	7
8	申請資格等	7
	(1) 基本的事項	
	(2) 選定基準	
	(3) 欠格事項	
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	
9	応募要領の配布時期、説明会等	8
	(1) スケジュール	
	(2) 応募要領の配布期間、場所	
	(3) 説明会の開催日時、場所等	
	(4) 質問の受付	
	(5) 申請書の受付	

10	提出書類・提出部数	10
11	管理運営及び事業実施に関する収支計画書の開封	10
12	その他留意事項	10
13	審査及び選定に関する事項	11
	(1) 審査方法等	
	(2) 仮協定・協定の締結	
	(3) 評価方法	
	(4) 選定審査対象からの除外	
	(5) 審査結果の通知及び公表	
	(6) その他	
14	その他の事項	12
	(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
	(2) 管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	(3) 問い合わせ先	
別紙1	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）	
別紙2	提出書類一覧	
別紙3	文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館指定管理者の申請者の評価基準	

広島市文化創造センター・広島市中区民文化センター・広島市国際青年会館 指 定 管 理 者 応 募 要 領

1 指定管理者の募集の趣旨

平成15年9月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されたことにより、それまでは公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館（以下、「文化創造センター等」という。）の指定期間が平成27年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

アステールプラザ内には、広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター、広島市国際青年会館及び広島市立中区図書館の4施設がありますが、次の3施設を一体的に管理できる指定管理者を募集します。

(1) 名 称

名 称	管理所管課	財産所管課
広島市文化創造センター（以下「文化創造センター」という。）	市民局文化スポーツ部文化振興課	市民局文化スポーツ部文化振興課
広島市中区民文化センター（以下「中区民文化センター」という。）		中区市民部地域起こし推進課
広島市国際青年会館（以下「国際青年会館」という。）	教育委員会青少年育成部育成課	教育委員会青少年育成部育成課

(2) 所在地 広島市中区加古町4番17号

(3) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート・鉄骨造)地下1階地上10階建

(4) 敷地面積 12,852 m²

(5) 延床面積 27,984.71 m²

(6) 施設内容

ア 文化創造センター（延床面積 17,990.93 m²）

室名	面積	収容人員
大ホール	間口 16m、高さ 9m、 奥行 20m	1,204 人（オーケストラピット使用時 1,095 人）
リハーサル室	220 m ²	100 人
多目的スタジオ	351 m ²	250 人
オーケストラ等練習場	363 m ²	63 人
視聴覚スタジオ	179 m ²	70 人
録音編集室	83 m ²	
大音楽室	176 m ²	70 人
中音楽室	106 m ²	50 人
小音楽室	73 m ²	30 人
大練習室	91 m ²	50 人
小練習室	47 m ²	20 人
情報交流ラウンジ	311 m ²	
市民ギャラリー	550 m ²	
レストラン	312 m ²	80 人

イ 中区民文化センター（延床面積 5,972.87 m²）

室名	面積	収容人員
中ホール	間口 18m、高さ 6.5m、 奥行 15m	547 人（能舞台使用時 613 人）
大会議室 A	112 m ²	72 人
大会議室 B	78 m ²	48 人
中会議室	82 m ²	51 人
小会議室 1	35 m ²	12 人
小会議室 2	32 m ²	8 人
美術工芸室	71 m ²	30 人
工作実習室	71 m ²	30 人
大広間	148 m ²	72 人
和室	49 m ²	20 人
児童室	26 m ²	10 人
娯楽室	22 m ²	12 人

ウ 国際青年会館（延床面積 3,143.04 ㎡）

宿泊機能		
洋室	シングル：28室	定員 72名
	ツイン：15室	
和室	8畳：2室、6畳：2室	

交流機能	
研修室	3室（定員各39名）一体利用可
宿泊研修室	和室：2室（定員22名）
自炊室	食堂：1／厨房：2

- (7) 駐 車 場 文化創造センター、中区民文化センター、国際青年会館及び中区図書館の共用駐車場
収容台数92台（うち有料駐車区画88台）（身体障害者用3台を含む。）
- (8) 開 館 日 平成3年1月26日
- (9) 交 通 ・広島バス 吉島営業所行 加古町下車 徒歩1分
・市内電車 広島港行（紙屋町経由）市役所前下車 徒歩8分
・市内電車 江波行 舟入町下車 徒歩5分
- (10) そ の 他 当施設は大規模災害時の生活避難場所及び浸水時緊急退避施設に指定されています。
※ 各施設の詳細な概要については、ホームページを参照してください。

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

文化創造センター	中区民文化センター	国際青年会館
ア 文化創造センターの事業の実施に関する事	ア 区民文化センターの使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）	ア 国際青年会館の事業の実施に関する事
イ 文化創造センターの使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）	イ 区民文化センターへの入館の制限に関する事	イ 国際青年会館の使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）
ウ 文化創造センターへの入館の制限に関する事	ウ 区民文化センターの特別設備の設置の許可に関する事	ウ 国際青年会館への入館の制限に関する事
エ 文化創造センターの特別設備の設置の許可に関する事	エ 区民文化センターの施設及び設備の維持管理に関する事	エ 国際青年会館の施設及び設備の維持管理に関する事
オ 文化創造センターの施設及び設備の維持管理に関する事	オ その他市長が定める業務	オ その他教育委員会が定める業務
カ その他市長が定める業務		

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア 情報交流ラウンジにおけるコピー・ファックスサービス事業

イ 物販事業（自動販売機、公衆電話、コインランドリー等の設置）

施設利用者の便に供することを目的とし、飲料等の自動販売機等を設置し運営することができます。（行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。）

ウ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

文化創造センター等の利用促進を図るため広島市が設定している数値目標を参考にしたうえで、独自の数値目標及びそれを達成するための利用促進策を提案してください。

〔広島市の数値目標〕

施設	数値目標				
文化創造センター	年間利用率	平成27年度	57.4%	平成28年度	57.9%
		平成29年度	58.4%	平成30年度	58.9%
		平成31年度	59.4%		
中区民文化センター	年間利用率	平成27年度	56.4%	平成28年度	56.5%
		平成29年度	56.6%	平成30年度	56.7%
		平成31年度	56.8%		
国際青年会館	年間利用者数	平成27年度	20,800人	平成28年度	20,800人
		平成29年度	20,800人	平成30年度	20,800人
		平成31年度	20,800人		

※ 年間利用率の考え方

・ホール：利用回数（区分）／3回（午前・午後・夜間）×開館日数

・諸室：利用回数（区分）／3回（3時間を1単位とする）×施設数×開館日数

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は、「広島市文化創造センター・広島市中区民文化センター・広島市国際青年会館指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は、広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日等

区分	文化創造センター・区民文化センター・国際青年会館
休館日	・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、あらかじめ市長又は教育委員会の承認を得て、休館日に開館することができる。
基本開館時間	・ 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の研修施設の基本開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、あらかじめ市長又は教育委員会の承認を得て、開館時間を延長することができる。 ・ 国際青年会館の宿泊施設のチェックアウト時刻は午前10時とし、チェックイン時刻は午後3時とする。

(2) 入館の制限

広島市文化創造センター条例第6条、広島市区民文化センター条例第5条及び広島市国際青年会館条例第6条の規定に該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができます。

(3) 使用の制限

ア 広島市文化創造センター条例第5条、広島市区民文化センター条例第4条及び広島市国際青年会館条例第5条の規定に該当するときは、施設及びその附属設備の使用の許可をしません。

イ 広島市文化創造センター条例第9条、広島市区民文化センター条例第8条及び広島市国際青年会館条例第8条の規定に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止もしくは退去を命ずることができます。

(4) 関係法令等の遵守

ア 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）その他本施設の維持管理等に関する関係法令

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働者の使用に関する関係法令

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）、広島市文化創造センター条例（平成2年広島市条例第40号）、広島市区民文化センター条例（昭和58年広島市条例第5号）、広島市国際青年会館条例（平成2年広島市条例第39号）、広島市文化創造センター等共用駐車場利用料金条例（平成18年広島市条例第13号）、広島市文化創造センター条例施行規則（平成13年広島市規則第25号）、広島市区民文化センター条例施行規則（昭和58年広島市規則第57号）、広島市国際青年会館条例施行規則（平成3年広島市教育委員会規則第1号）、広島市国際青年会館の附属設備の利用料金等を定める規則（平成3年広島市規則第1号）

エ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）

オ その他関係法令等

(5) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

文化創造センター等の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

管理運営経費から利用料金収入を差し引いた金額を指定管理料として支払います。

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、**12億7,226万5千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、前納利用料金

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から平成27年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

平成27年度及び平成31年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申し出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

(4) 利用料金の取り扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免・返還

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市文化創造センター条例第14条第2項、広島市区民文化センター条例第13条第2項及び広島市国際青年会館条例第13条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、ジョイント方式による団体結成に関する協定を締結した複数の団体（以下「ジョイント方式により構成された団体」という。）が共同で申請できます。この場合、次の事項に留意してください。

- (ア) ジョイント方式により構成された団体の適切な名称を設定してください。
- (イ) ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。
- (ウ) 代表構成員及び構成員の変更は原則として認めません。
- (エ) 当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立して申請する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

- ア 市民の平等な文化創造センター等の使用を確保することができること。
- イ 事業計画書の内容が、文化創造センター等の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費の縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った文化創造センター等の管理を安定して行う能力を有していると認められ

ること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式11。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期に法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成26年8月1日（金）から平成26年9月30日（火）まで
イ 説明会の開催	平成26年8月12日（火） 午後1時30分から
ウ 質問受付期間	平成26年8月13日（水）から平成26年8月26日（火）まで
エ 申請書受付期間	平成26年9月16日（火）から平成26年9月30日（火）まで
オ 収支計画書の開封日	平成26年10月1日（水）
カ 書類審査・面接審査	平成26年10月中旬～10月下旬
キ 審査結果の通知	平成26年11月上旬
ク 仮協定の締結	平成26年11月中旬
ケ 指定管理者の指定	平成26年12月下旬

コ 協定の締結 平成27年3月下旬

(2) 応募要領の配布期間、場所

応募要領を次のとおり配布します。

ア 配布期間	平成26年8月1日(金)から9月30日(火)まで 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。
イ 配布場所	市民局文化スポーツ部文化振興課(広島市役所本庁舎2階) ※ 広島市ホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)からダウンロードすることもできます。

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

ア 日時	平成26年8月12日(火) 午後1時30分から
イ 場所	アステールプラザ(広島市中区加古町4番17号)4階 大会議室A
ウ 内容	① 「応募要領」及び「仕様書」の説明 ※ 説明会当日は「応募要領」及び「仕様書」を持参してください。 ② 説明会終了後、希望者の方を対象に施設見学を行う予定です。 ③ 次の要領で参加申込書を提出してください。 ・様式：別添の応募説明会参加申込書(様式14) ・提出期限：平成26年8月8日(金)午後5時まで ・提出先：市民局文化スポーツ部文化振興課 ・提出方法：持参、電子メール又はファクシミリ ※ 持参の場合は、土日および8月6日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。電子メール又はファクシミリの場合は、送信後、担当者に電話連絡してください。 ④ 応募説明会で別途配付する資料がありますので、応募を予定している団体は、応募説明会にできるだけ参加して下さい。 ⑤ 参加人数は各団体3名以内としてください。 ⑤ 文化創造センター等のほか、他の区民文化センターの説明を同日午前10時から行います。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期限	平成26年8月13日(水)から平成26年8月26日(火)まで
イ 受付方法	次の要領で質問票を提出してください。 様式：別添の申請関係質問票(様式13) 提出方法：市民局文化スポーツ部文化振興課に電話連絡のうえ、電子メール又はファクシミリで提出してください。
ウ 回答予定	平成26年9月5日(金)までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

ア 提出期間	平成26年9月16日（火）から平成26年9月30日（火）まで
イ 提出場所	市民局文化スポーツ部文化振興課に持参又は郵送してください。 ※ 持参の場合は、土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）に限り受け付けます。 ※ 郵送の場合は、特定記録郵便等とし、平成26年9月30日（火）午後5時までの必着とします。 ※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧（別紙2）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 提出書類は原則A4判とします。

11 管理運営及び事業実施に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営及び事業実施に関する収支計画書（様式6）及び積算内訳書（様式6別紙）については、次のとおり開封します。

ア 開封日	平成26年10月1日（水） 午後1時40分から
イ 開封場所	広島市役所本庁舎14階 第2会議室
ウ 実施方法等	① 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。 ② 申請者は開封の立会を希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式15）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この

検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）したうえで、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式16）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員および本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 その他の事項

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、実態として管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めず。

(2) 管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市等に生じた損害を賠償しなければなりません。
- エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、広島市と指定管理者は、管理継続の可否について協議します。
- オ 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めず。

(3) 問い合わせ先

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2500

FAX：082-504-2066

E-mail: bunka@city.hiroshima.lg.jp

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。
(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし

ばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

<p>【記載例】</p> <p>(チェック欄)</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団の利益になる〇〇ではありません。</p> <p>署名(自署) _____</p>

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理者の指定に係る事務

ア 排除の対象

暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者

イ 警察本部への照会の基準等

(ア) 照会の基準

公の施設の指定管理者候補の選定において、公募とする施設の指定管理者として応募した者及び非公募とする施設の指定管理者として選定しようとする者について、相手方が排除対象者か否かを照会する。(排除の対象として確認を行う必要のない団体等(前記3「暴力団排除の基本的な考え方」の「(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等」参照)を除く。)

(イ) 外部からの通報時の処理基準

指定管理者として指定した後外部からの情報提供等により、相手方が排除対象者である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 応募時の警察本部への照会により相手方が排除対象者であると判明した場合は、選定の対象外とする。

- (イ) 指定した後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により相手方が排除対象者であることが判明した場合は、既にした指定を取り消すとともに、本市の損害に係る賠償の請求等必要な措置を講じる。

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

- 1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの
 - 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
 - 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
 - ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの
（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）
 - ホールを使用したコンサート
 - 体育館を使用した格闘技大会
 - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
 - 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

- (7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

- (イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を

踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)

提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類				提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1	正本 1 部 副本 10 部
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)	
②	文化創造センター等の管理運営及び事業実施に関する事業計画書	管理運営及び事業実施に関する事業計画書 (様式 4)		
③	文化創造センター等の自主事業に係る事業計画書	自主事業に係る事業計画書 (様式 5)		

(2) 提案額に関する書類				提出 部数
①	文化創造センターの管理運営及び事業実施に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 6-1 及び様式 6-1 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)		正本 1 部
②	中区民文化センターの管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 6-2 及び様式 6-2 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)		
③	国際青年会館の管理運営及び事業実施に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 6-3 及び様式 6-3 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)		

(3) 申請者に関する書類				提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 7		正本 1 部
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類			
③	法人の登記事項証明書又は登記簿謄本	3 か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類		
④	財務書類 (内訳) 最近 3 事業年度における法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務づけられていない書類については、提出不要 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。		正本 1 部 副本 1 部
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類		正本 1 部

⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要（様式8） イ 役員名簿（様式9） ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿（法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿）、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の100%を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の書類も提出。	正本 1部 副本 1部
⑦	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）	
⑨	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式10（基準日平成26年6月1日）を提出	
⑪	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成24年度分及び平成25年度分について写しを提出	
⑫	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。（様式11）	
⑬	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑭	内閣府が実施する「女性のチャレンジ賞」制度による表彰状の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において5年以内に表彰、認定を受けている場合に限る。）	
	厚生労働省が実施する「均等・両立推進企業表彰」制度による表彰状の写し		
	広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合は表彰状等の写し		
	広島市子育てに優しい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合は表彰状等の写し		

⑮	宣誓書	様式 1 2	
---	-----	--------	--

提出に当たっての注意事項

- ①ジョイント方式により構成された団体については「(3) 申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ②「(2) 提案額に関する書類」は別封筒に入れ 1 部提出すること。

1 評価項目・配点

評価項目	配点
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 正当な理由がなく、利用者の施設の利用を拒んだり、またその利用について不当な差別的取扱いをしないため、どのような方策がとられているか。</p> <p>② 条例、規則等に基づき利用を拒むべき場合について正確に理解しているか。また、適切な対応ができるようになっているか。</p>	5点
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 事業の内容は、本市の文化の創造及び青年の国際相互理解・国際友好親善に寄与するものになっているか。</p> <p>② 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p> <p>④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</p>	45点
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p>	30点
<p>【管理経費の縮減】</p> <p>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（20点）とする。</p> <p>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>〔算式〕</p> $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 20 \text{点} \right] \text{ 小数点第2位を四捨五入}$	20点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

2 加点減点項目・配点

<p>【障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.0%を超えて3.0%未満の場合は4点加点</p> <p>② 障害者雇用率が3.0%以上で4.0%未満の場合は7点加点</p> <p>③ 障害者雇用率が4.0%以上の場合は10点加点</p> <p>④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p> <p>（公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.0%→2.3%」「3.0%→3.45%」「4.0%→4.6%」と読み替える。）</p>
<p>【環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点</p>
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づき、</p> <p>ア 「一般事業主行動計画」を策定していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員101人以上は3点減点 ・ 従業員100人以下は2点減点 <p>イ 次世代育成支援対策推進法第13条による認定を受けている場合は1点加点</p> <p>① 女性のチャレンジ賞を受賞している場合は2点加点</p> <p>③ 均等・両立推進企業表彰を受賞している場合は2点加点</p> <p>④ 広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点</p> <p>⑤ 広島市子育てに優しい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点</p>
<p>【地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。</p> <p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。